

札幌医科大学中期目標・中期計画に係る自己点検・評価実施細則（令和7年2月14日）

（趣旨）

第1条 北海道公立大学法人札幌医科大学全学自己点検・評価実施規程（令和6年規程第32号）

第4条及び第5条に基づき、中期目標・中期計画に係る自己点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）を実施するための細目（点検・評価項目、実施方法等）について定める。

（自己点検・評価の目的）

第2条 自己点検・評価は、中期目標期間における中期目標の確実な達成に向けた取組を促進するとともに、大学運営の質の改善・向上を図ることを目的に実施する。

（点検・評価項目）

第3条 点検・評価項目は、中期目標を達成するための措置として大学が定める中期計画とする。

（実施方法等）

第4条 自己点検・評価は、「中期計画進捗管理シート」（別記様式、以下「管理シート」という。）に基づき実施する。

2 自己点検・評価の手順は次のとおりとする。

区 分	作業等の時期	
	期中の進捗管理	年度実績
(1) 北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）法人評価部会（以下「法人評価部会」という。）長は、各中期計画を所掌する事務局各課・室等（以下「事務局等」という。）の所属長に対し、管理シートの作成を依頼する。	9月	3月
(2) 事務局等の所属長は、管理シートを作成し、当該中期計画に係る医学部、保健医療学部、医療人育成センター、大学院、専攻科、附属施設等（以下「各部局等」という。）の関係者と適宜協議の上、法人評価部会長に提出する。	10月	4月
(3) 法人評価部会は、事務局等の所属長から提出された管理シートにより自己点検・評価の内容や当該中期計画の進捗状況等を審議し、推進委員会に提出する。 なお、法人評価部会は、進捗管理上の必要に応じ、事務局等の所属長に対し法人評価部会長等によるヒアリングを実施できるものとする。	10～11月	4～5月
(4) 推進委員会は、管理シートの内容を審議し、理事長に報告する。ただし、年度実績に係る審議結果については、学内での意見募集を実施した上で、教育研究評議会、経営審議会、役員会及び理事長に報告するものとする。	12月 (理事長への報告のみ)	6月
(5) 前号の理事長への報告後、経営企画課は、自己点検・評価の実施結果の概要を速やかに大学公式ホームページ等により公表する。	—	6月
(6) 理事長は、第4号の審議結果を踏まえ、事務局等の所属長へ改善等を指示する。	12～1月	6～7月
(7) 前号により理事長からの指示を受けた事務局等の所属長は、各部局等の関係者と適宜協議の上、具体の対応を行う。	指示後、速やかに対応	

注 新たな中期目標期間の開始に当たり管理シートを作成する場合にあつては、事務局等の所属長は、法人評価部会長が別途指示する期日までに提出するものとする。

(評価基準)

第5条 自己点検・評価の結果は、次のとおり定める基準により記載するものとする。

区 分	評価基準	
指標・数値目標に関する評価	iii	数値目標を大きく上回っている
	ii	指標・数値目標を達成している
	i	指標・数値目標を達成していない
達成状況に関する評価	S	行動計画の取組を上回って実施している
	A	行動計画の取組を十分に実施している
	B	行動計画の取組を十分に実施していない
	C	行動計画の取組を実施していない

附 則

この細則は、令和7年3月1日から施行する。